



吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号および第 801 条第 3 項第 2 号
ならびに会社法施行規則第 189 条に定める書面)



令和 2 年 6 月 1 日

全国保証株式会社
株式会社セディナ

令和2年6月1日

吸収分割にかかる事後開示事項

東京都千代田区大手町二丁目1番1号

全国保証株式会社

代表取締役社長 石川 英治



愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号

株式会社セディナ

代表取締役社長 小野 直樹



全国保証株式会社（以下、「全国保証」といいます。）と株式会社セディナ（以下、「セディナ」といいます。）は、令和2年4月1日付吸収分割契約に基づき、令和2年6月1日を効力発生日として、吸収分割会社であるセディナの有担保保証事業に関する権利義務の一部（以下「本分割対象権利義務」といいます。）を吸収分割承継会社である全国保証に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関して会社法第791条第1項第1号および第801条第3項第2号ならびに会社法施行規則第189条により開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

令和2年6月1日

2. 吸収分割会社（セディナ）における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

- （1）吸収分割の差止請求手続の経過（会社法第784条の2）

本吸収分割は会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

- （2）反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第785条）

本吸収分割は会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

- （3）新株予約権買取請求手続の経過（会社法第787条）

吸収分割会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者保護手続の経過 (会社法第 789 条)

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項に基づき、令和 2 年 4 月 20 日付けの官報に公告し、かつ、知れている債権者に対し各別の催告をしましたが、異議申述期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社 (全国保証) における法定手続の経過 (会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 吸収分割の差止請求手続の経過 (会社法第 796 条の 2)

本吸収分割は会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過 (会社法第 797 条)

本吸収分割は会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者保護手続の経過 (会社法第 799 条)

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項に基づき、令和 2 年 4 月 20 日付けの官報に公告し、かつ、同日付で電子公告をしましたが、異議申述期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割承継会社 (全国保証) が吸収分割会社 (セディナ) から承継した重要な権利義務に関する事項 (会社法施行規則第 189 条第 4 号)

吸収分割会社は、吸収分割契約に基づき、本分割対象権利義務を吸収分割承継会社に承継させました。本吸収分割に際して吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産および負債の額は以下のとおりです。

承継した資産の額 (概算) : 金 41,300,000 円

承継した負債の額 (概算) : 金 2,672,796,118 円

(注) この概算額は令和 2 年 3 月 31 日現在の見積額であるため、最終額が確定次第本項を修正して開示いたします。

5. 吸収分割に係る変更登記をした日 (会社法施行規則第 189 条第 5 号)

令和 2 年 6 月 1 日

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項 (会社法施行規則第 189 条第 6 号)

該当する事項はありません。

以 上

第一、關於「中華民國」之名稱，係指「中華民國」而言，而非指「中華人民共和國」。

第二、關於「中華人民共和國」之名稱，係指「中華人民共和國」而言，而非指「中華民國」。

第三、關於「中華人民共和國」之名稱，係指「中華人民共和國」而言，而非指「中華民國」。

第四、關於「中華人民共和國」之名稱，係指「中華人民共和國」而言，而非指「中華民國」。

第五、關於「中華人民共和國」之名稱，係指「中華人民共和國」而言，而非指「中華民國」。

第六、關於「中華人民共和國」之名稱，係指「中華人民共和國」而言，而非指「中華民國」。

第七、關於「中華人民共和國」之名稱，係指「中華人民共和國」而言，而非指「中華民國」。

第八、關於「中華人民共和國」之名稱，係指「中華人民共和國」而言，而非指「中華民國」。

